



環廃産発第 090430001 号
平成 21 年 4 月 30 日

社団法人 全国産業廃棄物連合会
会 長 國 中 賢 吉 殿

環境省廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室長



廃棄物処理における新型インフルエンザ対策のための体制整備等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、メキシコ等における豚インフルエンザの発生に伴い、WHO（世界保健機関）において、新型インフルエンザに対する警戒レベルをフェーズ3からフェーズ4へ、さらに本日フェーズ5に引き上げることが正式に発表されました。こうした事態を受け、政府は、本年4月28日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、新型インフルエンザの発生は国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策を更に強化し、総力を挙げて取り組んでいるところであります。

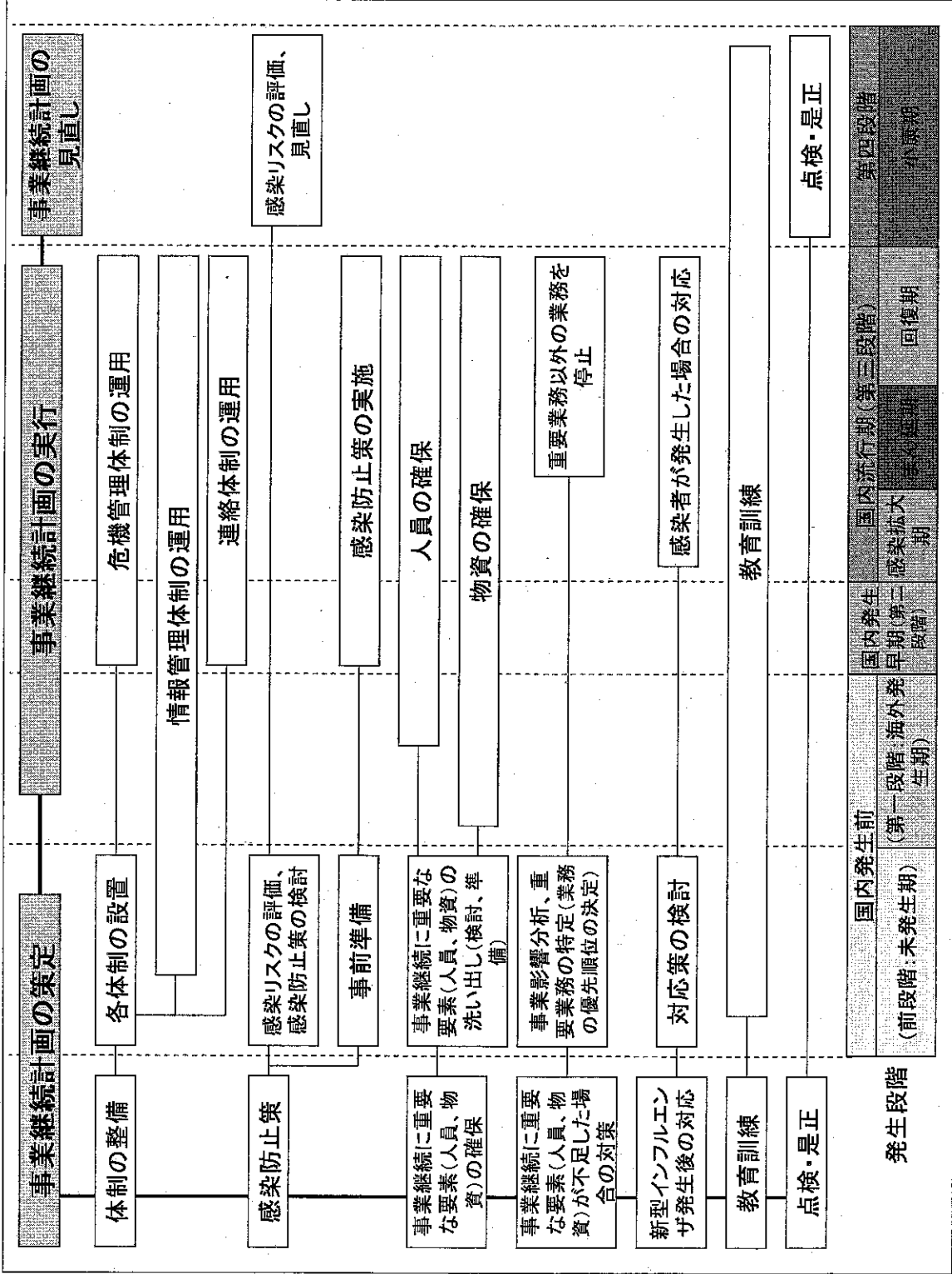
廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型インフルエンザが流行した場合にあっても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、市町村や産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理事業者は、本年3月31日付け環廃産発第090331008号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長通知にて通知した「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、各事業者において体制の整備や感染防止策等を検討し、事前の準備を進めるとともに、国内での新型インフルエンザ発生時には速やかに事業継続のための対策を実施する必要があります（別紙参照）。

貴連合会におかれましては、本ガイドラインに基づき、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴連合会会員への周知や事前の対策検討など必要な措置の実施に改めて御協力いただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>) に掲載していますので、周知の際に御活用下さい。

事業継続計画の体系 (例) (廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン P.15 より抜粋)



基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

- 一. 国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。
- 二. 在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、各国における感染の度合いを勘案し、以下の水際対策を実施する。
 - (一) メキシコ等発生国への感染症危険情報の発出
 - (二) メキシコ等発生国の在外邦人に対する情報提供、タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化
 - (三) メキシコ等発生国からの邦人の帰国を支援するた

めの諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) 必要に応じ、メキシコ等発生国からの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) メキシコ等発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三. ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組む。

四. 新型インフルエンザの疑いのある患者の届出があったことを踏まえ、患者の国内での発生に備え、以下の対策に万全を期する。

(一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供

(二) 発熱外来の早急な整備

(三) 国内サーベイランスの強化

(四) 疑いのある患者への迅速・的確な医療の提供

(五) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起

五. 国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、四に加え、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査の徹底

(二) 患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止措置の徹底

○ 外出にあたってのマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ

○ 不要不急の外出自粛の要請

○ 時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請

○ 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請

○ 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請

○ 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請

(三) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通と適切な使用

(四) 医療従事者や初動対処要員等の保護

WHOのフェーズに対応した 日本のとるべき主な対策について

※ WHOのフェーズは、感染が1カ国から2カ国以上に広がることで4から5に引き上げられるが、現時点で国内に患者が発生しているという状況ではなく、基本的にはこれまでどおり、必要な対策を着実に実施していく。

	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
WHOの定義	新しい亜型のインフルエンザウイルスによる散発的または限られた集団に感染しているが、コミュニティレベルでの継続的なヒト-ヒト感染は発生していない。	コミュニティレベルでの発生を継続させる力がある新しい亜型のインフルエンザウイルスがヒト-ヒト感染していることが確認された。	WHOの1つの地域に属する2カ国以上で、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。
政府の体制	・関係省庁対策会議	・関係閣僚会議(必要に応じて) ・新型インフルエンザ対策本部	
医療体制	・患者の入院は任意 ・通常の診療体制	・感染症法に基づく入院勧告 ・発熱外来、発熱相談センターの設置	
検疫体制	・患者等に関しては任意の入院	検疫法に基づく隔離・停留	
ワクチン	・プレパンデミックワクチンの備蓄	パンデミックワクチンの製造開始	
国内感染拡大防止	・一般的な感染防止対策	・学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、 個人防護の徹底 ・不要不急の業務縮小	